

令和8年度 鳥取県立博物館会計年度任用職員（受付員）採用試験 募 集 案 内

◆鳥取県立博物館◆

〒680-0011 鳥取市東町二丁目124番地 電話 (0857) 26-8042
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/museum/>

入館券販売をはじめとする、お客様の対応業務を行う受付職員を募集します。

1 募集内容

職 種	会計年度任用職員（受付員）
勤務場所	鳥取県立博物館（鳥取県鳥取市東町二丁目124番地）
採用予定者数	5名程度
職務内容	(1) 入館券販売をはじめとする、1階受付窓口でのお客様の対応業務 (2) ミュージアムショップのグッズ等の販売業務の補助
任用期間	令和8年4月1日（予定）から令和9年3月31日まで ◎ <u>予算編成その他の状況により採用予定者に決定されても採用にならない場合があります。</u>

2 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (3) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。（活動に制限のない在留の資格：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。）

3 受付期間・面接試験日・試験会場・合格者発表等

受付期間	令和7年12月12日（金）～12月25日（木）（必着） ◎郵送の場合は、令和7年12月25日（木）17：15までに到達したもの（期限までに申込先に到着したことが明確に確認できるもの）に限り受け付けます。 ◎持参による申込みの受付時間 8：30～17：15 ※休館日であっても職員は常駐しており、職員用通用口（博物館入口の右側）から入館可能です。（インターホンを鳴らすこと。）
提出書類等	（1）採用試験申込書（別紙様式） 1部 採用試験申込書の「申込書記載要領」をよく読んで、必要事項を記入し提出してください。※顔写真を貼付すること。 （2）連絡用封筒 1通 申込受付終了後、面接時間等をお知らせするために必要ですので、110円切手を貼り、郵便番号、送付先住所、宛名を明記した封筒〔長形3号（12.0 cm×23.5 cm）〕を提出してください。 ※提出された書類は、一切お返しできませんのでご了承ください。
申込先	鳥取県立博物館総務課 〒680-0011 鳥取市東町二丁目124 電話(0857)26-8042 【ご持参の場合】 提出書類を上記の鳥取県立博物館総務課へご持参のうえ、職員に申込の旨をお伝えください。 【郵便又は信書便の場合】 提出書類を封入した封筒の表に「会計年度任用職員（受付員）募集関係」と朱書きし、上記申込先に送付してください。 ※郵送の場合は「簡易書留」にするなど特定記録の方法によってください。（郵便局又は信書便事業者で交付される受領証等は、面接試験のお知らせが届くまで保管してください。）
試験日時・会場	令和8年1月15日（木） 〔試験会場〕鳥取県立博物館（2階会議室） ※面接時間については、受験申込者の方に別途ご連絡します。 ※試験会場及びその周辺への駐車はご遠慮ください。会場へは公共交通機関をご利用ください。
合格通知 発送日	令和8年1月22日（木）（予定） 受験者全員に可否を郵送で通知します。電話での問い合わせにはお答えできません。
合格者の 決定	面接試験の得点の高い順に合格者を決定します。 ただし、得点が一定の基準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。合格者が採用を辞退した場合は、当該得点が高い順に繰り上げて採用します。 ※採用試験申込書等の記載事項に虚偽があると、この試験に合格されても採用されない場合があります。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
面接試験	100点	個別面接による業務への適格性等についての口述試験（10分程度）

5 勤務条件

給 与	○報酬 勤務1時間につき1,200円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。(以下の項も同じ) ※当該月の勤務実績に対して翌月21日に支給します。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額2.21月分（6月期1.105月分、12月期1.105月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じた期間率を乗じた額を支給します。 （例：令和8年4月1日採用の場合の期間率 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ○費用弁償（通勤手当） ・徒歩での通勤距離が片道2キロ以上で、かつ交通用具等を用いて通勤する場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、安価な方の額で通勤回数に応じて1月あたり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は使用距離に応じて、月額53,100円を限度額として支給します。 ※鳥取県立博物館内の駐車場には、自家用車は駐車できません。自家用車で通勤される方は自己の責任において駐車場を確保してください。
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険への加入はできません。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 勤務予定日数に応じた年次有給休暇（最大1年間に3日）が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	（1）勤務形態 1回あたりの勤務人数は基本1名。 ※企画展開催中の土日及び夏季企画展（7月上旬～8月下旬頃）開催中は、2名での勤務となることがあります。 （2）勤務日数 鳥取県立博物館主催及び共催の企画展、常設展開催中（年間320日程度）のうち、1人あたり年間147日程度。 （3）勤務時間 ＜夏季の企画展開催中の開館延長日＞ 8：45～19：15のうち連続した5時間又は5時間30分 ※休憩時間なし。ただし、小休止行為時間はあります。 ＜夏季の企画展開催中の上記以外の日＞ 8：45～17：15のうち連続した7時間30分 ※昼60分の休憩時間があります。（無給） ＜上記以外の日＞ 8：45～17：15のうち連続した3時間30分又は5時間 ※休憩時間なし。ただし、小休止行為時間はあります。 ※上記勤務時間数は原則であり、変更になる場合があります。

6 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。

運転免許証、学生証等写真により請求者が受験者本人であると確認できるものを持参して、直接「開示場所」へお出でください。電話、はがき等による請求では開示はできませんので注意してください。

受験者本人が、病気等やむを得ない事情により来館できない場合は、鳥取県立博物館までご相談ください。

また、希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は試験当日に 110 円切手を貼った宛先明記の通知用封筒（長形 3 号（12.0cm × 23.5cm））を持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の得点及び順位	試験結果発表日から 1 ヶ月	鳥取県立博物館

7 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【試験会場案内図】

※試験会場への車での乗り入れはご遠慮ください。公共交通機関又は県庁駐車場をご利用ください。



- ①100 円バス「くる梨」緑コース「①仁風閣・県立博物館前」下車すぐ
- ②ループ麒麟獅子(土・日・祝日のみ)「③鳥取城跡」下車すぐ
- ③砂丘・湖山・賀露方面行「西町」下車、約 400m
- ④市内周り岩倉・中河原方面行「わらべ館前」下車、約 600m